

岩手県医療局管理規程第 15 号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 4 月 28 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局組織規程の一部を改正する規程

第 1 条 医療局組織規程（昭和 35 年岩手県医療局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
別表第 2（第 12 条関係） 1 [略] 2 岩手県立中央病院以外の病院 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">病院名</th> <th style="width: 85%;">診療科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県立 沼宮内病 院</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県立 紫波病院</td> <td>内科、外科、リハビリテーション科</td> </tr> <tr> <td>岩手県立 大迫病院</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県立 東和病院</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県立 花泉病院</td> <td>内科、外科</td> </tr> <tr> <td>岩手県立 千厩病院</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	病院名	診療科	[略]		岩手県立 沼宮内病 院	[略]	岩手県立 紫波病院	内科、外科、リハビリテーション科	岩手県立 大迫病院	[略]	岩手県立 東和病院	[略]	岩手県立 花泉病院	内科、外科	岩手県立 千厩病院	[略]	[略]		別表第 2（第 12 条関係） 1 [略] 2 岩手県立中央病院以外の病院 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">病院名</th> <th style="width: 85%;">診療科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩手県立 沼宮内病 院</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県立 大迫病院</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県立 東和病院</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県立 千厩病院</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	病院名	診療科	[略]		岩手県立 沼宮内病 院	[略]	岩手県立 大迫病院	[略]	岩手県立 東和病院	[略]	岩手県立 千厩病院	[略]	[略]	
病院名	診療科																																
[略]																																	
岩手県立 沼宮内病 院	[略]																																
岩手県立 紫波病院	内科、外科、リハビリテーション科																																
岩手県立 大迫病院	[略]																																
岩手県立 東和病院	[略]																																
岩手県立 花泉病院	内科、外科																																
岩手県立 千厩病院	[略]																																
[略]																																	
病院名	診療科																																
[略]																																	
岩手県立 沼宮内病 院	[略]																																
岩手県立 大迫病院	[略]																																
岩手県立 東和病院	[略]																																
岩手県立 千厩病院	[略]																																
[略]																																	
備考 改正部分は、下線の部分である。																																	

第 2 条 医療局組織規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第 2（第 12 条関係） 1 [略]	別表第 2（第 12 条関係） 1 [略]

2 岩手県立中央病院以外の病院

病院名	診療科
[略]	
岩手県立胆沢病院	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、 <u>第1外科</u> 、 <u>第2外科</u> 、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
[略]	

2 岩手県立中央病院以外の病院

病院名	診療科
[略]	
岩手県立胆沢病院	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、 <u>外科</u> 、 <u>乳腺外科</u> 、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成18年4月28日から施行し、同条の規定による改正後の医療局組織規程の規定は、平成18年4月1日から適用する。